

厚木市告示第 331 号

車両制限令（昭和 36 年政令第 265 号）第 3 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が 4. 1 メートルである道路を 1 及び 2 のとおり指定し、併せて、同令第 10 条第 1 項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが 3. 8 メートルを超え 4. 1 メートル以下の車両の通行方法を 3 のとおり定める。

令和 8 年 9 月 1 日

厚木市長 山口 貴裕

1 路線名及び道路の区間

路線番号	路線名	区間
市道 2－46 号線	座架依橋上依知線	上依知 2 番 2 地先から 山際 1728 番 475 地先まで
市道 B－305 号線	山際南海道狐島線	山際 1728 番 475 地先から 猿ヶ島 63 番 1 地先まで

2 指定する期日

令和 8 年 9 月 1 日

3 通行方法

(1) 走行位置

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないように走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法 0. 23 メートル以上、縦寸法 0. 12 メートル以上（又は横寸法 0. 12 メートル以上、縦寸法 0. 23 メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。